

○消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の一部を改正する通達（新旧対照表）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について</p> <p style="text-align: right;">制定 平成30年7月2日 改正 令和2年 月 日</p> <p>1 特定製品 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第1に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭用の圧力なべ及び圧力がま 「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」とは、通常家庭用に使用されるなべ及びかまのうち、その使用状態において本体にふたが固定され、内部に発生した水蒸気が容易に外部に漏れない構造になっているものであって、内部の水蒸気により内部に圧力がかかるものをいい、専ら炊飯又は食物を煮るために使用されるものをいう。 「家庭用」とは、一般消費者が家庭で使用する場合をいうものであり、通常業務用を使用される大型の圧力なべ及び圧力がまは、対象としない趣旨から、その内容積は10リットル以下のものに限定している。 「内容積」とは、圧力なべ及び圧力がまに水を満たしたときの容積をいう。 「9.8キロパスカル以上のゲージ圧力」とは、外部の気圧よりも内部の気圧の方が9.8キロパスカル以上高くなっていることをいう。 「なべ」とは、主に食物を煮るために使用されるものをいう。 「かま」とは、主に飯を炊くために使用されるものをいう。</p> <p>(2) 乗車用ヘルメット 「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。 なお、電気用、荷役用、鉱山用、工事用等の業務で使用することを目的としたヘルメットや玩具、スポーツ用（レース用を含む。）のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは規制の対象とならない。 「乗車用」とは、国内外の規格で、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）関係法令及び本解釈で定める「乗車用ヘルメット」に該当する規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットを含み、「装飾用」と表示して販売することで法の対象外となるものではない。 「国内外の規格」とは、日本産業規格（JIS: Japanese Industrial Standards）、米国運輸省規則（DOT: Department of Transportation）、国際連合欧州経済委員会規則（ECE: Economic Commission for Europe）、SNE LL規格等のうち、「乗車用ヘルメット」に係る規格をいう。 「レース用」とは、オートレースのような公営競技又はサーキットを走行するロードレースやモトクロスのようなクロスカントリーレース等の特定のレース場で走行することを目的として設計したヘルメットをいうが、上述の「乗車用」に該当するもの、かつ、一般消費者が購入できるものについては、法の対象とする。 一般消費者が法で規制する「乗車用ヘルメット」と誤認するおそれのあるものについては、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを14ポイント（4.9ミリメートル）以上で「公道使用不可」、「四輪競技用」等の記載を行い、当該ヘルメットの外面の見やすい箇所容易に脱落又は消えない方法で表示すること。</p> <p>(3) 乳幼児用ベッド（略） (4) 登山用ロープ（略） (5) 携帯用レーザー応用装置 「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。 。「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなもの</p>	<p style="text-align: center;">消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について</p> <p style="text-align: right;">制定 平成30年7月2日 改正 令和2年 月 日</p> <p>1 特定製品 消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第1に掲げる特定製品についての解釈は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭用の圧力なべ及び圧力がま 「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」とは、通常家庭内で使用されるなべ及びかまのうち、その使用状態において本体にふたが固定され、内部に発生した水蒸気が容易に外部に漏れない構造になっているものであって、内部の水蒸気により内部に圧力がかかるものをいい、専ら炊飯又は食物を煮るために使用されるものをいう。 「家庭用」とは、一般消費者が家庭で使用する場合をいうものであり、通常業務用を使用される大型の圧力なべ及び圧力がまは、対象としない趣旨から、その内容積は10リットル以下のものに限定している。 「内容積」とは、圧力なべ及び圧力がまに水を満たしたときの容積をいう。 「9.8キロパスカル以上のゲージ圧力」とは、外部の気圧よりも内部の気圧の方が9.8キロパスカル以上高くなっていることをいう。 「なべ」とは、主に食物を煮るために使用されるものをいう。 「かま」とは、主に飯を炊くために使用されるものをいう。</p> <p>(2) 乗車用ヘルメット 「乗車用ヘルメット」とは、自動二輪車又は原動機付自転車に乗車する者が衝突等の事故の際に頭部への衝撃を緩和するために着用するヘルメットをいう。 なお、電気用、荷役用、鉱山用、工事用等の業務で使用することを目的としたヘルメットや玩具、スポーツ用（レース用を含む。）のヘルメット等その外観、形状等からみて明らかに「乗車用ヘルメット」と異なるものは規制の対象とならない。 「乗車用」とは、国内外の規格で、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）関係法令及び本解釈で定める「乗車用ヘルメット」に該当する規格に適合している旨の説明・表示をして販売されているヘルメットを含み、「装飾用」と表示して販売することで法の対象外となるものではない。 「国内外の規格」とは、日本工業規格（JIS: Japanese Industrial Standards）、米国運輸省規則（DOT: Department of Transportation）、国際連合欧州経済委員会規則（ECE: Economic Commission for Europe）、SNE LL規格等のうち、「乗車用ヘルメット」に係る規格をいう。 「レース用」とは、オートレースのような公営競技又はサーキットを走行するロードレースやモトクロスのようなクロスカントリーレース等の特定のレース場で走行することを目的として設計したヘルメットをいうが、上述の「乗車用」に該当するもの、かつ、一般消費者が購入できるものについては、法の対象とする。 一般消費者が法で規制する「乗車用ヘルメット」と誤認するおそれのあるものについては、それを利用する消費者が一見してわかるようにするため、活字の大きさを14ポイント（4.9ミリメートル）以上で「公道使用不可」、「四輪競技用」等の記載を行い、当該ヘルメットの外面の見やすい箇所容易に脱落又は消えない方法で表示すること。</p> <p>(3) 乳幼児用ベッド（略） (4) 登山用ロープ（略） (5) 携帯用レーザー応用装置 「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光（可視光線に限る）を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。 。「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなもの</p>

である場合は、規制の対象となる。

「可視光線」とは、波長がおおよそ400ナノメートルから700ナノメートルの光線のことをいう。

「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、CDプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものにあつては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。

「拡散」とは、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4.4に規定する条件を満たし、従来型のランプとして機能することをいう。そのため、従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクトは、規制の対象とはならない。

なお、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4.4に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。

「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形(点を含む)や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、レーザー走査式のプロジェクト、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。

(6) 浴槽用温水循環器 (略)

(7) 石油給湯機

「石油給湯機」とは、灯油を燃料とした給湯機能を有するもので、灯油の消費量が70キロワット以下であつて熱交換器容量が50リットル以下のものに限られ、給湯機能に加え、風呂を沸かす機能、温水を循環させて床暖房や浴室乾燥等の用に供することができる機能をもつものも含まれる。

これらには、日本産業規格で規定される「油だき温水ボイラ(JIS S3021)」、「石油小形給湯機(JIS S3024)」、「石油給湯機付ふろがま(JIS S3027)」等がある。

なお、燃料としてまき等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。また、コージェネレーション等、副次的に給湯する機能をもつものも除く。

(8) 石油ふろがま

「石油ふろがま」とは、灯油を燃料として風呂を沸かす機能を有するものであつて、灯油の消費量が39キロワット以下のものに限られ、給湯機能は有せず、浴槽の水を循環させバーナによりお湯を沸かす単機能のものをいう。

これらには、日本産業規格で規定される「石油ふろがま(JIS S3018)」等がある。

なお、燃料としてまき等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。

(9) 石油ストーブ

「石油ストーブ」とは、灯油を燃料とし、機器からの放射熱や対流熱で屋内等を暖める方式のもので、灯油の消費量が、自然通気形開放式石油ストーブにあつては7キロワット以下、その他のものにあつては12キロワット以下のものに限られる。

これらには、日本産業規格で規定される「自然通気形開放式石油ストーブ(JIS S2019)」、「密閉式石油ストーブ(JIS S2031)」、「強制通気形開放式石油ストーブ(JIS S2036)」、「半密閉式石油ストーブ(JIS S2039)」等がある。また、日本産業規格で規定される「石油こんろ(JIS S2016)」のうち暖房機能があるものも含む。

なお、JIS B8416(業務用油だき可搬形ヒータ)は含まない。

(10) ライター (略)

2 検査の方式等 (略)

別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1 (1) (略) (2) 本体とふたとののはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力	1 (1) (略) (2) (略) イ (略) ロ 「加熱」とは、日本産業規格 S2103(1996)「家庭

である場合は、規制の対象となる。

「可視光線」とは、波長がおおよそ400ナノメートルから700ナノメートルの光線のことをいう。

「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、CDプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものにあつては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。

「拡散」とは、日本工業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4.4に規定する条件を満たし、従来型のランプとして機能することをいう。そのため、従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクトは、規制の対象とはならない。

なお、日本工業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4.4に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。

「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形(点を含む)や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、レーザー走査式のプロジェクト、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。

(6) 浴槽用温水循環器 (略)

(7) 石油給湯機

「石油給湯機」とは、灯油を燃料とした給湯機能を有するもので、灯油の消費量が70キロワット以下であつて熱交換器容量が50リットル以下のものに限られ、給湯機能に加え、風呂を沸かす機能、温水を循環させて床暖房や浴室乾燥等の用に供することができる機能をもつものも含まれる。

これらには、日本工業規格で規定される「油だき温水ボイラ(JIS S3021)」、「石油小形給湯機(JIS S3024)」、「石油給湯機付ふろがま(JIS S3027)」等がある。

なお、燃料としてまき等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。また、コージェネレーション等、副次的に給湯する機能をもつものも除く。

(8) 石油ふろがま

「石油ふろがま」とは、灯油を燃料として風呂を沸かす機能を有するものであつて、灯油の消費量が39キロワット以下のものに限られ、給湯機能は有せず、浴槽の水を循環させバーナによりお湯を沸かす単機能のものをいう。

これらには、日本工業規格で規定される「石油ふろがま(JIS S3018)」等がある。

なお、燃料としてまき等を併用できるものも含むが、石油バーナを点火のためのみに使用するものは除く。

(9) 石油ストーブ

「石油ストーブ」とは、灯油を燃料とし、機器からの放射熱や対流熱で屋内等を暖める方式のもので、灯油の消費量が、自然通気形開放式石油ストーブにあつては7キロワット以下、その他のものにあつては12キロワット以下のものに限られる。

これらには、日本工業規格で規定される「自然通気形開放式石油ストーブ(JIS S2019)」、「密閉式石油ストーブ(JIS S2031)」、「強制通気形開放式石油ストーブ(JIS S2036)」、「半密閉式石油ストーブ(JIS S2039)」等がある。また、日本工業規格で規定される「石油こんろ(JIS S2016)」のうち暖房機能があるものも含む。

なお、JIS B8416(業務用油だき可搬形ヒータ)は含まない。

(10) ライター (略)

2 検査の方式等 (略)

別表

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1 (1) (略) (2) 本体とふたとののはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内部のゲージ圧力	1 (1) (略) (2) (略) イ (略) ロ 「加熱」とは、日本工業規格 S2103(1996)「家庭

	<p>(以下「内圧」という。)が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。</p> <p>(3) (略) 2～9 (略) 10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p> <p>11 (略)</p>	<p>用ガス調理機器」に定める卓上形一口コンロでバーナーの直径は約70ミリメートルのもので行うものをいう(以下同じ。)</p> <p>ハ～ニ (略) ホ 測定装置は、<u>日本産業規格 B 7 5 0 5 (2 0 0 7) 「アネロイド型圧力計—第一部：ブルドン管圧力計」に定める蒸気・耐震用又はこれと同等以上の精度の圧力計若しくは日本産業規格 C 1 6 0 1 (1 9 8 3) 「指示熱電対温度計」に定める電子管式自動平衡記録温度計の1級電位差形(ただし、熱電対は日本産業規格 C 1 6 0 2 (1 9 9 5) 「熱電対」に定める種類 T、許容差クラス3、線径0.65ミリメートル以下とする。)</u>又はこれと同等以上の精度のものを用いること。</p> <p>ヘ (略) (3) (略) 2～9 (略) 10 内容積の70パーセント(本体に定量の表示のあるものにあつては、その量。)の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取っ手の手が触れる部分の温度が室温プラス40度以下であることを温度計等により確認すること。 測定は、<u>日本産業規格 S 2 0 9 3 (1 9 9 6) 「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」に定める図1-5の各部の温度上昇の木壁表面温度測定装置</u>により行う。 図1-5 (略) 測定の時点は、圧力調整装置の回転、振動又は浮上りがはじまってからその状態を保つための最小限の加熱状態にして約15分後とする。 なお、両手式又は片手式の測定箇所は図1-6のA点とする。ただし、補助取っ手は測定しないものとする。 「室温」とは、取っ手の温度を測定するときの試験室の気温をいう。ただし、室温は25度プラスマイナス5度の範囲に調整するものとする。 図1-6 (略)</p> <p>11 (略)</p>		<p>(以下「内圧」という。)が5.0キロパスカル以上にならない構造を有すること。</p> <p>(3) (略) 2～9 (略) 10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p> <p>11 (略)</p>	<p>用ガス調理機器」に定める卓上形一口コンロでバーナーの直径は約70ミリメートルのもので行うものをいう(以下同じ。)</p> <p>ハ～ニ (略) ホ 測定装置は、<u>日本工業規格 B 7 5 0 5 (2 0 0 7) 「アネロイド型圧力計—第一部：ブルドン管圧力計」に定める蒸気・耐震用又はこれと同等以上の精度の圧力計若しくは日本工業規格 C 1 6 0 1 (1 9 8 3) 「指示熱電対温度計」に定める電子管式自動平衡記録温度計の1級電位差形(ただし、熱電対は日本工業規格 C 1 6 0 2 (1 9 9 5) 「熱電対」に定める種類 T、許容差クラス3、線径0.65ミリメートル以下とする。)</u>又はこれと同等以上の精度のものを用いること。</p> <p>ヘ (略) (3) (略) 2～9 (略) 10 内容積の70パーセント(本体に定量の表示のあるものにあつては、その量。)の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取っ手の手が触れる部分の温度が室温プラス40度以下であることを温度計等により確認すること。 測定は、<u>日本工業規格 S 2 0 9 3 (1 9 9 6) 「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」に定める図1-5の各部の温度上昇の木壁表面温度測定装置</u>により行う。 図1-5 (略) 測定の時点は、圧力調整装置の回転、振動又は浮上りがはじまってからその状態を保つための最小限の加熱状態にして約15分後とする。 なお、両手式又は片手式の測定箇所は図1-6のA点とする。ただし、補助取っ手は測定しないものとする。 「室温」とは、取っ手の温度を測定するときの試験室の気温をいう。ただし、室温は25度プラスマイナス5度の範囲に調整するものとする。 図1-6 (略)</p> <p>11 (略)</p>
<p>2. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p>	<p>1 (1) <u>日本産業規格 T 8 1 3 3 (1 9 9 7) 乗車用安全帽 8. 1. 1 の汗試験及び 8. 1. 2 の頭髮油試験により確認すること。</u> また、必要に応じて材料の加速劣化試験等の科学的根拠に基づき通常の使用状態で著しい性能低下が認められないことを確認するこ</p>	<p>2. 乗車用ヘルメット</p>	<p>1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。</p>	<p>1 (1) <u>日本工業規格 T 8 1 3 3 (1 9 9 7) 乗車用安全帽 8. 1. 1 の汗試験及び 8. 1. 2 の頭髮油試験により確認すること。</u> また、必要に応じて材料の加速劣化試験等の科学的根拠に基づき通常の使用状態で著しい性能低下が認められないことを確認するこ</p>

- (2) (略)
- 2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。
 なお、ヘルメットの外表面は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。
- (2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2bに適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2aに適合すること。
- (3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

と。
 ここで「汗試験」及び「頭髪油試験」については、試料の全部又は一部より採取した材料により行うこと。
 「汗試験」の「浸せき処理」については、試料が空気に触れないようにすること。
 「皮膚に有害な影響を与えない」とは、一般に皮膚障害を引き起こすとみなされる材料を使用してはならないことをいう。

- (2) (略)
- 2 (1) (略)

- (2) 日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット附属書Aに規定する手順に従って装着して確認すること。
 なお、帽体及び衝撃吸収ライナに通気用の穴や溝を設けることができるものとする。

- (3) スケール等により測定して確認すること。
 「帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物」は、リベットの頭を除く。
 「突出が十分小さい」とは、「帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物」が、帽体外表面から5ミリメートル以上突き出していないことをいう。ただし、突出物のうち容易に外れるものについては、この限りでない。
 また、「スナップその他の突出物」は、滑らかで、かつ、流線形であること。
 ここでいう「リベットの頭」は曲面で、帽体の外表面から2ミリメートル以上突き出していないこと。
 なお、「突出物のうち容易に外れるもの」とは、ゴーグルを固定するためにヘルメット後部に取り

- (2) (略)
- 2 (1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。
 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。
- (2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2bに適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2aに適合すること。
- (3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。

と。
 ここで「汗試験」及び「頭髪油試験」については、試料の全部又は一部より採取した材料により行うこと。
 「汗試験」の「浸せき処理」については、試料が空気に触れないようにすること。
 「皮膚に有害な影響を与えない」とは、一般に皮膚障害を引き起こすとみなされる材料を使用してはならないことをいう。

- (2) (略)
- 2 (1) (略)

- (2) 日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット附属書Aに規定する手順に従って装着して確認すること。
 なお、帽体及び衝撃吸収ライナに通気用の穴や溝を設けることができるものとする。

- (3) スケール等により測定して確認すること。
 「帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物」は、リベットの頭を除く。
 「突出が十分小さい」とは、「帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物」が、帽体外表面から5ミリメートル以上突き出していないことをいう。ただし、突出物のうち容易に外れるものについては、この限りでない。
 また、「スナップその他の突出物」は、滑らかで、かつ、流線形であること。
 ここでいう「リベットの頭」は曲面で、帽体の外表面から2ミリメートル以上突き出していないこと。
 なお、「突出物のうち容易に外れるもの」とは、ゴーグルを固定するためにヘルメット後部に取り付

- 3 (1) (略)
 (2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。

(3) 左右及び上下の視界が十分とれること。

- (4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。
 なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。

付ける取り外し可能な装備、衝撃を受けたときに容易に外れるもの、シールドを取り付ける装置、耳覆い等で、滑らかな流線型に仕上げたものをいい、ねじ回し等の工具を使用しなければ取り外せないものは含まない。

- 3 (1) (略)
 (2) 目視及び触感により以下の項目を確認すること。
 付属品を含む各構成部品は走行中に容易に外れないように確実に固定されていること。
 「走行中に容易に外れないように確実に固定されていること」とは、衝撃を受けたときに容易に外れるように設計したものを除き、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 7. 4に規定する衝撃吸収性試験を行ったときに外れないことをいう。
 また、ひさしについては、走行中に風圧により垂れることがないこと。
 なお、ヘルメットの各部は通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと。
 ここで、「通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと」とは、人体に障害を及ぼすような傷、割れ、ひび、まくれ等がないことをいう。

(3) 確認方法は、日本産業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 7. 8に規定する周辺視野試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。

イ ヘルメットを日本産業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 附属書 Aに規定する手順で人頭模型に装着し、幅 6 2 ミリメートルプラスマイナス 1 ミリメートルの視野ゲージ等を用いて確認すること。

ロ (略)

ハ シールドを有するヘルメットについては、シールド解放角が日本産業規格 (2 0 1 5) 5. 6に適合するものであることを確認すること。

ニ～ホ (略)

- (4) 目視及び触感により確認すること。
 原付等用ヘルメットに「ひさし」を設ける場合は、帽体と一体のものとするができる。
 原付等用ヘルメット以外のものに「あごガード」を設ける場合は、帽体と一体のものとするが

- 3 (1) (略)
 (2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。

(3) 左右及び上下の視界が十分とれること。

- (4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。
 なお、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。

ける取り外し可能な装備、衝撃を受けたときに容易に外れるもの、シールドを取り付ける装置、耳覆い等で、滑らかな流線型に仕上げたものをいい、ねじ回し等の工具を使用しなければ取り外せないものは含まない。

- 3 (1) (略)
 (2) 目視及び触感により以下の項目を確認すること。
 付属品を含む各構成部品は走行中に容易に外れないように確実に固定されていること。
 「走行中に容易に外れないように確実に固定されていること」とは、衝撃を受けたときに容易に外れるように設計したものを除き、日本工業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 7. 4に規定する衝撃吸収性試験を行ったときに外れないことをいう。
 また、ひさしについては、走行中に風圧により垂れることがないこと。
 なお、ヘルメットの各部は通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと。
 ここで、「通常の使用で使用者に障害を与えるような構造でないこと」とは、人体に障害を及ぼすような傷、割れ、ひび、まくれ等がないことをいう。

(3) 確認方法は、日本工業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 7. 8に規定する周辺視野試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。

イ ヘルメットを日本工業規格 T 8 1 3 3 (2 0 1 5) 乗車用ヘルメット 附属書 Aに規定する手順で人頭模型に装着し、幅 6 2 ミリメートルプラスマイナス 1 ミリメートルの視野ゲージ等を用いて確認すること。

ロ (略)

ハ シールドを有するヘルメットについては、シールド解放角が日本工業規格 (2 0 1 5) 5. 6に適合するものであることを確認すること。

ニ～ホ (略)

- (4) 目視及び触感により確認すること。
 原付等用ヘルメットに「ひさし」を設ける場合は、帽体と一体のものとするができる。
 原付等用ヘルメット以外のものに「あごガード」を設ける場合は、帽体と一体のものとするが

	<p>できる。 なお、「一体のもの」とは、帽体と一体成形されたもの又はリベット等で強固に取り付けたものをいうが、ひさしに限り、転倒した場合に容易に外れる構造であるか、リベット等で固定されている場合でも容易に変形する材質のものは、「一体のもの」とはしない。 シールドを取り付けてないヘルメットの帽体前端の形状は、<u>ゴーグル</u>の着用を妨げないような構造であること。 保持装置があごひもを含む場合には、150プラスマイナス5ニュートンの静荷重の下で少なくとも20ミリメートルの幅を有しているものとする。 保持装置を開く装置は意識的な操作によってのみ作動するものであること。圧力によって開く装置の場合は、直径100プラスマイナス3ミリメートルの球面で押しでも開かないこと。 試験は、全ての付属品を取り付けた状態で行うものとする。</p>		<p>できる。 なお、「一体のもの」とは、帽体と一体成形されたもの又はリベット等で強固に取り付けたものをいうが、ひさしに限り、転倒した場合に容易に外れる構造であるか、リベット等で固定されている場合でも容易に変形する材質のものは、「一体のもの」とはしない。 シールドを取り付けてないヘルメットの帽体前端の形状は、<u>ゴーグル</u>の着用を妨げないような構造であること。 保持装置があごひもを含む場合には、150プラスマイナス5ニュートンの静荷重の下で少なくとも20ミリメートルの幅を有しているものとする。 保持装置を開く装置は意識的な操作によってのみ作動するものであること。圧力によって開く装置の場合は、直径100プラスマイナス3ミリメートルの球面で押しでも開かないこと。 試験は、全ての付属品を取り付けた状態で行うものとする。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 確認方法は、<u>日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.4</u>に規定する衝撃吸収性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ 衝撃吸収性試験に使用する人頭模型については、<u>日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット</u>附属書B及び附属書Cに規定する形状及び寸法を有するものとする。 ロ (略) ハ 「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において<u>日本産業規格T8133(2015)7.4.3a)</u>ヘルメットの位置決めの規定から逸脱してもよい。 ニ～ヘ (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が6ミリ秒以下(原付等用ヘルメットにあつては4ミリ秒以下)であること。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 確認方法は、<u>日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.4</u>に規定する衝撃吸収性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ 衝撃吸収性試験に使用する人頭模型については、<u>日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット</u>附属書B及び附属書Cに規定する形状及び寸法を有するものとする。 ロ (略) ハ 「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において<u>日本工業規格T8133(2015)7.4.3a)</u>ヘルメットの位置決めの規定から逸脱してもよい。 ニ～ヘ (略)</p>
<p>6 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。</p>	<p>6 確認方法は、<u>日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.5</u>に規定する耐貫通性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所を含めること。 また、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。</p>	<p>6 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。</p>	<p>6 確認方法は、<u>日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.5</u>に規定する耐貫通性試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所を含めること。 また、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。</p>
<p>7 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下</p>	<p>7 確認方法は、<u>日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.</u></p>	<p>7 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下</p>	<p>7 確認方法は、<u>日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.</u></p>

であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。

8 保持性（ロールオフ）試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。

9 (1)～(3) (略)

6に規定する保持装置の強さ試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1種ヘルメットに係る保持装置の強さ試験を行って確認することとする。

「試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること」とは、締結具の破損の有無にかかわらず簡単に締結具が解離できて容易に外すことができることをいい、締結具が破損した場合には再締結が可能であることを求めないものとする。

使用する人頭模型は、原則として参照平面上方の形状が附属書Bで定めた形状及び寸法を考慮して製作したものとす、ヘルメットを人頭模型に被せた際に著しいがたつき等が生じない範囲で、人頭模型を共通的に使用してもよい。

8 確認方法は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.7に規定する保持性（ロールオフ）試験を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1種ヘルメットに係る保持性（ロールオフ）試験を行って確認することとする。

9 (1)～(3) (略)
(注) 各部の名称の参考例は、次のとおり。
①～④ (略)

番号	名称	番号	名称
①	(略)	⑥	ゴーグル止め
②	(略)	⑦	(略)
③	(略)	⑧	(略)
④	(略)	⑨	(略)
⑤	(略)	⑩	(略)

であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。

8 保持性（ロールオフ）試験を行ったとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。

9 (1)～(3) (略)

6に規定する保持装置の強さ試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1種ヘルメットに係る保持装置の強さ試験を行って確認することとする。

「試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること」とは、締結具の破損の有無にかかわらず簡単に締結具が解離できて容易に外すことができることをいい、締結具が破損した場合には再締結が可能であることを求めないものとする。

使用する人頭模型は、原則として参照平面上方の形状が附属書Bで定めた形状及び寸法を考慮して製作したものとす、ヘルメットを人頭模型に被せた際に著しいがたつき等が生じない範囲で、人頭模型を共通的に使用してもよい。

8 確認方法は、日本工業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット7.7に規定する保持性（ロールオフ）試験を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1種ヘルメットに係る保持性（ロールオフ）試験を行って確認することとする。

9 (1)～(3) (略)
(注) 各部の名称の参考例は、次のとおり。
①～④ (略)

番号	名称	番号	名称
①	(略)	⑥	ゴーグル止め
②	(略)	⑦	(略)
③	(略)	⑧	(略)
④	(略)	⑨	(略)
⑤	(略)	⑩	(略)

3. 乳幼児用ベッド

(略)

(略)

3. 乳幼児用ベッド

(略)

(略)

4. 登山用ロープ

1 (略)
2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。

1 (略)
2 落下衝撃試験は、落下衝撃試験装置を用いて、有効長さ2,800ミリメートルのロープの一端を固定し、所定の支点の上方2,500ミリメートルの高さから、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつてはロープの先端につるした55キログラムプラスマイナス0.1キログラムのおもりを、その他のものにあつてはロープの先端につるした80キログラムプラ

4. 登山用ロープ

1 (略)
2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつては7,845.3ニュートン以下、その他のものにあつては11,768.3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。

1 (略)
2 落下衝撃試験は、落下衝撃試験装置を用いて、有効長さ2,800ミリメートルのロープの一端を固定し、所定の支点の上方2,500ミリメートルの高さから、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつてはロープの先端につるした55キログラムプラスマイナス0.1キログラムのおもりを、その他のものにあつてはロープの先端につるした80キログラムプラ

3 せん断衝撃試験を3回行ったとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,

スマイナス0.1キログラムのおもりを自然落下させ、オシログラフによりロープの衝撃力を確認することにより行うこと。この場合において、支点には、日本産業規格G4303(2005)ステンレス鋼棒に定めるSUS304であつて曲率半径5ミリメートルプラスマイナス0.1ミリメートルのものをを用いるものとする。

「有効長さ」とは、試料の一端を固定点に原則として、図4-1に示すブーリン結びで結びつけ、かつ、試料の他端におもりをブーリン結びで結びつけたとき、図4-2に示すそれぞれの結び目の外側から外側までの長さをいう。有効長さの測定時に使用するおもりは、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるロープについては6キログラムプラスマイナス0.1キログラムのもの、その他のロープについては10キログラムプラスマイナス0.1キログラムのものとする。

図4-1 (略)

図4-2 (略)

「切断」とは、ロープが完全に切断したことをいい、外皮又は芯糸のみの切断については、切断とは解釈しない。

「一端を固定し、所定の支点の上方2,500ミリメートルの高さから、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつてはロープの先端につるした55キログラムプラスマイナス0.1キログラムのおもりを、その他のものにあつてはロープの先端につるした80キログラムプラスマイナス0.1キログラムのおもりを自然落下させ」とは、図4-3に示す方法等をいう。

この場合において、荷重変換器を試料とおもりの間に取り付けた時は、おもりの重さは荷重変換器及びつり環等、測定に必要な附属品の質量を加えたものとする。

図4-3 衝撃試験装置の参考例(略)

「オシログラフによりロープの衝撃力を確認すること」とは、衝撃力測定器(例えば、荷重変換器、動ひずみ測定器、表示装置等の組み合わせ)により荷重を測定し、最大値を確認することをいう。

同一の試料に対する初回の試験から2回目の試験までの間隔は5分プラスマイナス0.5分とする。

3 せん断衝撃試験は、一本のロープから採取した有効長さ2,800ミリメートルのロープ3点の試料について、この項2に定める試験の方法により確認すること。ただし、支点は次に掲げ

スマイナス0.1キログラムのおもりを自然落下させ、オシログラフによりロープの衝撃力を確認することにより行うこと。この場合において、支点には、日本工業規格G4303(2005)ステンレス鋼棒に定めるSUS304であつて曲率半径5ミリメートルプラスマイナス0.1ミリメートルのものをを用いるものとする。

「有効長さ」とは、試料の一端を固定点に原則として、図4-1に示すブーリン結びで結びつけ、かつ、試料の他端におもりをブーリン結びで結びつけたとき、図4-2に示すそれぞれの結び目の外側から外側までの長さをいう。有効長さの測定時に使用するおもりは、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるロープについては6キログラムプラスマイナス0.1キログラムのもの、その他のロープについては10キログラムプラスマイナス0.1キログラムのものとする。

図4-1 (略)

図4-2 (略)

「切断」とは、ロープが完全に切断したことをいい、外皮又は芯糸のみの切断については、切断とは解釈しない。

「一端を固定し、所定の支点の上方2,500ミリメートルの高さから、技術上の基準の欄の4(2)の表示のあるものにあつてはロープの先端につるした55キログラムプラスマイナス0.1キログラムのおもりを、その他のものにあつてはロープの先端につるした80キログラムプラスマイナス0.1キログラムのおもりを自然落下させ」とは、図4-3に示す方法等をいう。

この場合において、荷重変換器を試料とおもりの間に取り付けた時は、おもりの重さは荷重変換器及びつり環等、測定に必要な附属品の質量を加えたものとする。

図4-3 衝撃試験装置の参考例(略)

「オシログラフによりロープの衝撃力を確認すること」とは、衝撃力測定器(例えば、荷重変換器、動ひずみ測定器、表示装置等の組み合わせ)により荷重を測定し、最大値を確認することをいう。

同一の試料に対する初回の試験から2回目の試験までの間隔は5分プラスマイナス0.5分とする。

3 せん断衝撃試験を3回行ったとき、ロープのせん断衝撃力が、4(2)の表示があるものにあつてはいずれも980.7ニュートン以上、その他のものにあつてはいずれも1,

	<p>471. 0ニュートン以上であること。</p> <p>4 (1) ~ (3) (略)</p>	<p>る要件に適合すること。 イ 支点の材質は、<u>日本産業規格G 4 303 (2005)</u>ステンレス鋼棒に定めるSUS304であること。 ロ 支点の形状は、90度の角度で面とりを施さないものであること。 ハ 支点の表面は、粗さが<u>日本産業規格B 0601 (2001)</u>表面性状に定める最大高さ粗さが3.2マイクロメートル以下のものであること</p> <p>4 (1) ~ (3) (略)</p>		<p>471. 0ニュートン以上であること。</p> <p>4 (1) ~ (3) (略)</p>	<p>る要件に適合すること。 イ 支点の材質は、<u>日本工業規格G 4 303 (2005)</u>ステンレス鋼棒に定めるSUS304であること。 ロ 支点の形状は、90度の角度で面とりを施さないものであること。 ハ 支点の表面は、粗さが<u>日本工業規格B 0601 (2001)</u>表面性状に定める最大高さ粗さが3.2マイクロメートル以下のものであること</p> <p>4 (1) ~ (3) (略)</p>
<p>5. 携帯用レーザー応用装置</p>	<p>1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、<u>日本産業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品であること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、<u>日本産業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4.3e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等</p>	<p>1 (1) レーザー製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、<u>日本産業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準4クラス分けの原則の規定による測定して確認すること。 「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。 なお、<u>日本産業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準3.20クラス1Mレーザー製品であっても、4クラス分け原則の規定による測定方法におけるクラス2に対して要求される被ばく放出限界を超えないものは、クラス2レーザー製品として扱って差し支えない。 「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p> <p>(2) レーザー製品のクラスについては、(1)と同様の方法により測定して確認すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) ① レーザーシステムの故障状態を模擬する等の状態で、測定して確認すること。 レーザーシステムには、レーザー光源、電源、レーザー</p>	<p>5. 携帯用レーザー応用装置</p>	<p>1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、<u>日本工業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品であること。</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、<u>日本工業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4.3e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等</p>	<p>1 (1) レーザー製品のクラスについては、電圧計、波長測定装置、光パワーメータ等の測定装置を使用して、<u>日本工業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準4クラス分けの原則の規定による測定して確認すること。 「レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能」とは、例えば、放出状態にある場合にLED等のモニターランプが点灯する機能や、可聴音を発する機能等をいう。 なお、<u>日本工業規格C 6802 (2014)</u>レーザー製品の安全基準3.20クラス1Mレーザー製品であっても、4クラス分け原則の規定による測定方法におけるクラス2に対して要求される被ばく放出限界を超えないものは、クラス2レーザー製品として扱って差し支えない。 「装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの」とは、例えば、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等をいう。</p> <p>(2) レーザー製品のクラスについては、(1)と同様の方法により測定して確認すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (1) (略)</p> <p>(2) ① レーザーシステムの故障状態を模擬する等の状態で、測定して確認すること。 レーザーシステムには、レーザー光源、電源、レーザー</p>

	<p>を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本産業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.3クラス分けの規則に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>②（略）</p> <p>4（1）（略）</p> <p>（2）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本産業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が4.3e）時間基準3）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。）にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>① レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>② レーザー光を人に向けない旨</p> <p>③ 子供に使わせない旨</p>	<p>光の出力を制御する機能、レーザー光を走査させる装置においてはレーザー光を走査させる機能等を含む。</p> <p>②（略）</p> <p>4 携帯用レーザー応用装置の外見の見える箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</p>		<p>を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.3クラス分けの規則に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。</p> <p>②（略）</p> <p>4（1）（略）</p> <p>（2）次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が4.3e）時間基準3）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。）にあつては②の注意事項を表示することを要しない。</p> <p>① レーザー光をのぞきこまない旨</p> <p>② レーザー光を人に向けない旨</p> <p>③ 子供に使わせない旨</p>	<p>光の出力を制御する機能、レーザー光を走査させる装置においてはレーザー光を走査させる機能等を含む。</p> <p>②（略）</p> <p>4 携帯用レーザー応用装置の外見の見える箇所に容易に消えない方法で表示をすること。表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</p>
<p>6. 浴槽用温水循環器</p>	<p>1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の（1）から（6）の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。</p> <p>（1）浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおりの水を入れること。</p>	<p>1（1）設置の方法が多様である場合にあっては、配管の抵抗を最低にする等、吸入量が最大になるよう設置すること。</p> <p>「通常動作に限定されたとおりの水を入れる」とは、次のように注水することをいう。</p> <p>イ 注水する浴槽は、<u>日本産業規格A5532（2006）浴槽の浴槽等標準的な浴槽</u>とする。ただし、通常、浴槽と接続させた製品として販売されるものに</p>	<p>6. 浴槽用温水循環器</p>	<p>1 浴槽用温水循環器の吸入口は、次の（1）から（6）の欄に掲げる条件において2の欄に掲げる試験を30回実施した場合、そのすべてについて測定値が20ニュートン以下となるものであること。</p> <p>（1）浴槽用温水循環器を設置に関する説明書に従つて設置し、通常動作に限定されたとおりの水を入れること。</p>	<p>1（1）設置の方法が多様である場合にあっては、配管の抵抗を最低にする等、吸入量が最大になるよう設置すること。</p> <p>「通常動作に限定されたとおりの水を入れる」とは、次のように注水することをいう。</p> <p>イ 注水する浴槽は、<u>日本工業規格A5532（2006）浴槽の浴槽等標準的な浴槽</u>とする。ただし、通常、浴槽と接続させた製品として販売されるものに</p>

		<p>あつては、当該浴槽を使用する。</p> <p>ロ 注水量は、浴槽の上縁から約150ミリメートル下方又は吸入口の上縁のうち高い水位となる高さまでとする。吸入口とは、浴槽用温水循環器に水を供給するための口を指し、浴槽側面に穴を開けて接続する場合、浴槽とは独立して浴槽内に設置する場合等がある。</p> <p>図6-1-1 (略) 図6-1-2 (略) (2)～(6) (略) 2～3 (略)</p>			<p>あつては、当該浴槽を使用する。</p> <p>ロ 注水量は、浴槽の上縁から約150ミリメートル下方又は吸入口の上縁のうち高い水位となる高さまでとする。吸入口とは、浴槽用温水循環器に水を供給するための口を指し、浴槽側面に穴を開けて接続する場合、浴槽とは独立して浴槽内に設置する場合等がある。</p> <p>図6-1-1 (略) 図6-1-2 (略) (2)～(6) (略) 2～3 (略)</p>
7. 石油給湯器	<p>1 日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則(以下「JIS試験通則」という。)</p> <p>6.1.1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO₂)の測定方法(以下「石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法」という。)による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が90度以下であること。</p> <p>また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。</p> <p>また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 自然通気形のものにあつては、遠隔操作(器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができないものであること。</p> <p>9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</p>	<p>3 浴槽内からふろがまに循環する水の温度の測定は、日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則17.2浴槽内からふろがまに循環する水の温度試験によって行うこと。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>9 (1) 「器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないもの」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(平成25年7月1日20130605 商局第3号)別表第四配線器具の1(2)ロ(イ)で定める「a 赤外線を利用した遠隔機構」の基準に適合するものを含む。</p> <p>(2) 「遠隔操作による危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の全てに適合するもの。</p>	7. 石油給湯器	<p>1 日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則(以下「JIS試験通則」という。)</p> <p>6.1.1に定める温度条件を満たした試験室(以下「JIS試験室」という。)において、JIS試験通則6.7に定める燃焼排ガス中の一酸化炭素の二酸化炭素に対する比(CO/CO₂)の測定方法(以下「石油燃焼機器のCO/CO₂の測定方法」という。)による測定を行ったとき、測定値が0.01以下であること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 JIS試験室において、JIS試験通則17.に定める給湯温度試験を行ったとき、給湯温度が90度以下であること。</p> <p>また、浴槽内からふろがまに循環する水の温度は60度以下であること。</p> <p>また、過熱防止装置を有するものにあつては、直接加熱する熱交換器に対し、JIS試験通則15.2に定める過熱防止装置の作動試験を行ったとき、100度に達する前に消火し、自動復帰しないこと。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>3 浴槽内からふろがまに循環する水の温度の測定は、日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則17.2浴槽内からふろがまに循環する水の温度試験によって行うこと。</p> <p>4～7 (略)</p>

イ 遠隔操作に伴う危険源がない
又はリスク低減策を講じること
により遠隔操作に伴う危険源が
ない機器と評価されるもの。

ロ 通信回線が故障等により途絶
しても遠隔操作される機器は安
全状態を維持し、通信回線に復
旧の見込みがない場合は遠隔操
作される機器の安全機能により
安全な状態が確保できるもの。

ハ 遠隔操作される機器の近くに
いる人の危険を回避するため、
次に掲げる対策を講じているこ
と。

(イ) 手元操作が優先されること

(ロ) 遠隔操作される機器の近く
にいる人により、容易に通信
回線の切り離しができること

(ハ) 故障等により排気用送風機
が作動しない時には、遠隔操
作を行えないようにすること

ニ 遠隔操作による動作が確実に
行われるよう、次に掲げるいず
れかの対策を講じていること。

(イ) 操作結果のフィードバック
の確認

(ロ) 動作保証試験の実施及び使
用者へ注意喚起の取扱説明書
等への記載

ホ 通信回線（（1）に掲げるも
の及び公衆回線を除く）にお
いて、次の対策を遠隔操作機構
により操作される機器に講じて
いること。

(イ) 操作機器の識別管理（遠隔
操作により操作するものに限
る）

(ロ) 外乱に対する誤動作防止

(ハ) 通信回線接続時の再接続（
常時ペアリングが必要な通信
方式で、遠隔操作により操作
するものに限る）

ヘ 通信回線のうち、公衆回線を
利用するものにあつては、回線
の一時的途絶や故障等により安
全性に影響を与えない対策を講
じていること。

ト 同時に外部の2箇所以上から
機器の近くにいる人に危険が生
ずるおそれのある相反する遠隔
操作を受けつけない対策を講じ
ていること。

チ 適切な誤操作防止対策を講じ
ていること。

リ 出荷状態において、遠隔操作
機能を無効にすること。

ヌ 赤熱する発熱体又は、炎に触
れることができるものにあつて
は、遠隔操作機構の操作によつ

	<p>10 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>て、点火操作ができないもの。</p> <p>10 (1) 表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>(2) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、<u>且本産業規格S3021(2017)油だき温水ボイラ12.2取扱表示、日本産業規格S3024(2017)石油小形給湯機12.2取扱表示又は日本産業規格S3027(2017)石油給湯機付ふろがま12.2取扱表示</u>によること。「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>		<p>8 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>8 (1) 表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>(2) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、<u>日本工業規格S3021(2009)油だき温水ボイラ12.2取扱表示、日本工業規格S3024(2009)石油小形給湯機12.2取扱表示又は日本工業規格S3027(2009)石油給湯機付ふろがま12.2取扱表示</u>によること。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>
<p>8. 石油ふろがま</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 自然通気形のものにあつては、<u>遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</u></p> <p>7 <u>遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によって点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>8 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>7 (1) 「器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によって点火できないもの」とは、「<u>7. 石油給湯機</u>」の項の9(1)に適合するものをいう。</p> <p>(2) 「遠隔操作による危険が生ずるおそれのないもの」とは、「<u>7. 石油給湯機</u>」の項の9(2)に適合するものをいう。</p> <p>8 (1) 表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。</p> <p>また、「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>(2) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、<u>日本産業規格S3018(2009)石油ふろがま13.2取扱表示</u>によること。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p>	<p>8. 石油ふろがま</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>6 (1) 表示については、機器の定格表示（銘板）に記載されている場合は、これに代えることができる。</p> <p>また、「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>(2) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、<u>日本工業規格S3018(2009)石油ふろがま13.2取扱表示</u>によること。</p> <p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p>

		等がないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。			ないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。
9. 石油ストーブ	<p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。</p> <p>(3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① (略)</p>	<p>1 (2) ② 不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、<u>日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則44.3不完全燃焼防止装置の検知部異常試験</u>によって行うこと。</p> <p>「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあつては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能の確認は、<u>日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則44.4不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験</u>によって行うこと。</p> <p>。なお、「使用者に認識させる機能」とは、ブザーの鳴動、ランプの点滅・点灯等によって知らせることをいう。</p> <p>④ 再点火防止機能の確認は、<u>日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則44.5不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験</u>によって行うこと。</p> <p>。なお、「通常の操作」とは、乾電池の交換、電源プラグの抜き差し、操作スイッチの入り切り等をいう。</p>	9. 石油ストーブ	<p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するもの及び半密閉燃焼式のものであつて対流用送風機を有するものにあつては、不完全燃焼を防止する装置（以下「不完全燃焼防止装置」という。）を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかつたとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 連続して4回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者に認識させる機能（以下「不完全燃焼通知機能」という。）を有すること。</p> <p>④ 不完全燃焼通知機能が作動した後、連続して3回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能（以下「再点火防止機能」という。）を有すること。</p> <p>(3) 開放燃焼式のものであつて強制通気形のものにあつては、不完全燃焼防止装置を有し、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>① (略)</p>	<p>1 (2) ② 不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、<u>日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則44.3不完全燃焼防止装置の検知部異常試験</u>によって行うこと。</p> <p>「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあつては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能の確認は、<u>日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則44.4不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験</u>によって行うこと。</p> <p>。なお、「使用者に認識させる機能」とは、ブザーの鳴動、ランプの点滅・点灯等によって知らせることをいう。</p> <p>④ 再点火防止機能の確認は、<u>日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則44.5不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験</u>によって行うこと。</p> <p>。なお、「通常の操作」とは、乾電池の交換、電源プラグの抜き差し、操作スイッチの入り切り等をいう。</p>

<p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかったとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能を有すること。</p> <p>④ 再点火防止機能を有すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>○ (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 燃焼用二次空気管の材質は日本産業規格S2031(2007)密閉式石油ストーブの表5-1材料に定める金属であること。</p> <p>4～11 (略)</p> <p>1.2 自然通気形のものにあつては、<u>遠隔操作(器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。)を行うことができないものであること。</u></p> <p>1.3 <u>遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>1.4 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称</p>	<p>(3) ② 不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、<u>日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則4.4.3不完全燃焼防止装置の検知部異常試験</u>によつて行うこと。</p> <p>「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあつては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能の確認は、<u>日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則4.4.4不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験</u>によつて行うこと。</p> <p>④ 再点火防止機能の確認は、<u>日本産業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則4.4.5不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験</u>によつて行うこと。</p> <p>3 (1)～(2) (略)</p> <p>4～11 (略)</p> <p>1.3 (1) 「器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつては、点火できないもの」とは、「7.石油給湯機」の項の9(1)に適合するものをいう。</p> <p>(2) 「遠隔操作による危険が生ずるおそれのないもの」とは、「7.石油給湯機」の項の9(2)に適合するものをいう。</p> <p>1.4 (1) 表示については、機器の定格表示(銘板)に記載されている場合は、これに代えることができる。</p>	<p>② 不完全燃焼の検知部が機能しなかったとき、消火するものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能を有すること。</p> <p>④ 再点火防止機能を有すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 密閉燃焼式の燃焼用空気管及び半密閉燃焼式の燃焼用空気管にあつては、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>○ (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 燃焼用二次空気管の材質は日本工業規格S2031(2007)密閉式石油ストーブの表5-1材料に定める金属であること。</p> <p>4～11 (略)</p> <p>1.2 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称</p>	<p>(3) ② 不完全燃焼の検知部についての機能の確認は、<u>日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則4.4.3不完全燃焼防止装置の検知部異常試験</u>によつて行うこと。</p> <p>「容易に改造できない構造」とは、不完全燃焼防止装置と制御基板との接続部にあつては、特殊工具又は専用端子等を使用しないと接続できないことをいう。ただし、接続部が特殊工具で固定するボックス等で保護されている構造のものは容易に改造できない構造と判断できる。</p> <p>③ 不完全燃焼通知機能の確認は、<u>日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則4.4.4不完全燃焼防止装置の不完全燃焼通知機能試験</u>によつて行うこと。</p> <p>④ 再点火防止機能の確認は、<u>日本工業規格S3031(2009)石油燃焼機器の試験方法通則4.4.5不完全燃焼防止装置の再点火防止機能試験</u>によつて行うこと。</p> <p>3 (1)～(2) (略)</p> <p>4～11 (略)</p> <p>1.2 (1) 表示については、機器の定格表示(銘板)に記載されている場合は、これに代えることができる。</p>
---	--	---	--

	<p>は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。</p> <p>(2) 「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 「適切に表示されていること」とは、ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止に関する事項にあっては給油の際に見やすい給油口付近に、衣類乾燥厳禁の注意事項に関しては機器の上面、前面又は側面の見やすい位置に表示されていることをいう。</p> <p>(3) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、<u>日本産業規格S2019(2009)自然通気形開放式石油ストーブ11.2取扱表示、日本産業規格S2031(2009)密閉式石油ストーブ13.2取扱表示、日本産業規格S2036(2009)強制通気形開放式石油ストーブ12.2取扱表示、日本産業規格S2039(2009)半密閉式石油ストーブ12.2取扱表示又は日本産業規格S2016(2009)石油こんろ12.2取扱表示</u>によること。 「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>		<p>は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p> <p>(3) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 「適切に表示されていること」とは、ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止に関する事項にあっては給油の際に見やすい給油口付近に、衣類乾燥厳禁の注意事項に関しては機器の上面、前面又は側面の見やすい位置に表示されていることをいう。</p> <p>(3) 「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」は、<u>日本工業規格S2019(2009)自然通気形開放式石油ストーブ11.2取扱表示、日本工業規格S2031(2009)密閉式石油ストーブ13.2取扱表示、日本工業規格S2036(2009)強制通気形開放式石油ストーブ12.2取扱表示、日本工業規格S2039(2009)半密閉式石油ストーブ12.2取扱表示又は日本工業規格S2016(2009)石油こんろ12.2取扱表示</u>によること。 「容易に消えない」とは、灯油を含ませた布で表示面をこすったとき、かすれ、消え、剥がれ等がないことをいう。 また、「適切に表示されていること」とは、機器の上面、前面又は側面等の見やすい位置に表示されていることをいう。</p>
10.ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p> <p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充填量が適切であること。</p>	<p>1～15 ライターの機能的要求及び構造にあっては、<u>日本産業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様4機能的要求事項及び5構造又は日本産業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様4機能的要求事項、5構造及び6多目的ライターの燃料注入に適合すること。なお、日本産業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様6.7燃料充填量試験及び6.10耐内圧性試験又は日本産業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様8.10耐内圧性試験及び8.12燃料充填量試験</u>において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合には、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データ</p>	10.ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行つたとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p> <p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充填量が適切であること。</p>	<p>1～15 ライターの機能的要求及び構造にあっては、<u>日本工業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様4機能的要求事項及び5構造又は日本工業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様4機能的要求事項、5構造及び6多目的ライターの燃料注入に適合すること。なお、日本工業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様6.7燃料充填量試験及び6.10耐内圧性試験又は日本工業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様8.10耐内圧性試験及び8.12燃料充填量試験</u>において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合には、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データ</p>

- 7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。
- 8 燃料適性試験を行ったとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
- 9 燃料を再充填できるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。
- 10 耐落下性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 11 耐熱性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 13 耐火炎性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 14 耐繰返し燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 15 耐連続燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。

- 16 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶

を用いることができる。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本産業規格S4803(2018)たばこライター及び多目的ライター操作力又は操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様の5機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。

「これと同等以上のもの」とは、米国16 C. F. R. PART 1210又は16 C. F. R. PART 1212に示された方法又は欧州EN13869に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合していると判断し得るものをいう。

また、1の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は、7の「その他の欠点がない」とは、物理的形狀若しくは機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする。つまり、米国16 C. F. R. PART 1210、16 C. F. R. PART 1212及び欧州EN13869に示されたノベルティライターに該当しないものであること。

具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。

- ・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの
- ・光によって、上記の絵を映し出すもの
- ・ピカピカと点滅する光を出すもの
- ・メロディーを奏でるもの

- 16 表示は製品本体へ表示し、読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。
- 「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあつては、日本産業規格S4802(2018)多目的ライター—安全仕様7.1.4.3"子供から遠ざける"のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。

- 7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。
- 8 燃料適性試験を行ったとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。
- 9 燃料を再充填できるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。
- 10 耐落下性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 11 耐熱性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 12 燃料がガスのものにあつては、耐内圧試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 13 耐火炎性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 14 耐繰返し燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。
- 15 耐連続燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。

- 16 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶

を用いることができる。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本工業規格S4803(2018)たばこライター及び多目的ライター操作力又は操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様の5機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。

「これと同等以上のもの」とは、米国16 C. F. R. PART 1210又は16 C. F. R. PART 1212に示された方法又は欧州EN13869に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合していると判断し得るものをいう。

また、1の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は、7の「その他の欠点がない」とは、物理的形狀若しくは機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする。つまり、米国16 C. F. R. PART 1210、16 C. F. R. PART 1212及び欧州EN13869に示されたノベルティライターに該当しないものであること。

具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。

- ・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの
- ・光によって、上記の絵を映し出すもの
- ・ピカピカと点滅する光を出すもの
- ・メロディーを奏でるもの

- 16 表示は製品本体へ表示し、読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。
- 「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあつては、日本工業規格S4802(2018)多目的ライター—安全仕様7.1.4.3"子供から遠ざける"のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。

対にさらさないこと及び使用
後、火炎が消えていることを
確認することその他安全に使
用する上で必要となる使用上
の注意事項が容易に消えない
方法により適切に表示されて
いること。

対にさらさないこと及び使用
後、火炎が消えていることを
確認することその他安全に使
用する上で必要となる使用上
の注意事項が容易に消えない
方法により適切に表示されて
いること。